

## 理事会議事録

1 日 時 平成 19 年 11 月 8 日 11 時 00 分  
1 場 所 東京都新宿区下落合 1-5-22 アリミノビル 2F  
1 出席者 理事 総 数 3 名 出席 理 事 3 名  
( 他 監 事 2 名)

上記のとおり出席があり、理事会は有効に成立したので、理事長武村俊治が定刻議長席に着き審議に入った。

### < 決議事項 >

#### 第 1 号議案： 共済約款改定の件

岡田理事から、適正な給付金支払態勢・顧客説明を行う為の管理態勢を構築することを目的として、共済約款の改定を行いたい旨の提案がなされた。

主な内容としては、

- (1) 第 6 章 事故の発生および給付金請求の手続き 第 20 条（給付金の請求）の改定
- (2) 第 6 章 事故の発生および給付金請求の手続き 第 24 条（代位）の改定
- (3) 第 2 章 給付金を支払わない場合 第 3 条（給付金を支払わない場合）の改定
- (4) その他文言の一部改定

である旨の説明があり、審議の結果、異議なく承認可決した。

#### 第 2 号議案： アニコム フロンティア(株)の業務委託料の件

議長から、アニコム フロンティア(株)への業務委託料につき見直しを行いたい旨の提案がなされ、審議の結果、理事長に一任することを決議した。

なお、改正保険業法により、特定保険業者とされるアニコムクラブの保障制度は、平成 20 年 3 月末日までに、(1)保険会社になる (2)少額短期保険業者になる (3)事業を廃止する かの選択が必要であるという状況を踏まえ、「どうぶつ健保」の事務委託先であるアニコム フロンティア(株)の親会社アニコム インターナショナル(株)により設立を目指している新しい損害保険会社から、保険商品を案内させていただくことを予定しているが、これは現時点では不確定事項であることに鑑み、業務委託料の改定にあたっては、会員への給付金支払等に一切影響を与えないよう財務的手当てを十分に考慮することが大前提であるという意見が出され、理事長からは、指摘の点を十分配慮の上判断するとの意見表明があった。

### < 報告事項 >

#### 1. 給付金支払い状況に関して

岡田理事から、給付金支払い状況について報告がなされ、引き続き、適切な業務運営を行っていくことを確認した。

#### 2. 事務取扱状況に関して

岡田理事から、事務取扱状況について報告がなされた。

3. リスク管理状況に関して

事務局より、コンプラ・リスク管理委員会での審議内容につき報告がなされた。  
また、目安箱投稿案件についての報告があり、目安箱運用については今後も検討を続けることとなった。

4. 監査報告

浜田監事より、平成19年8月から10月までの監査報告がなされた。

<その他>

今後のアニコムクラブの運営につき、フリーディスカッションを行った。  
存在意義、会員のメリットを明確にし、社会貢献のできる組織体を目指して、引き続き事業計画等を作成することとした。

以上をもって議事の全部を終了したので、議長は午後12時20分閉会を宣した。

上記議事の経過およびその結果を明らかにするため、本議事録を作成し、出席理事および監事は、次に記名押印する。

平成19年11月8日

**アニコム 理事会**

議 長	理 事 長	武 村 俊 治
	理 事	岡 田 耕 二
	同	鈴 木 美 和 子
	監 事	浜 田 高 弘
	同	中 山 精 一